

リース取引に
① リース期間終了
時又は中途で、リース
資産が無償又は名目的
な価額で譲渡されない
こと。
② リース期間終了
時又は中途で、リース
資産を借り手が著しく
有利な価額で買い取る
権利が与えられていな
いこと。
③ 借り手の特注に
よる機械などのよう
に、借り手によっての
実質的に享
み使用されるものでな
いこと。又は建築足場
などのようにリース資
産の識別が困難なもの
でないこと。
④ リース期間が、
リース資産の法定耐用
年数に比べ相当短いも
のでないこと（法定耐
用年数に比べ相当短い
もの。）
リースとは
移転外ファ
ースとは

消費税改正めぐる動向



佐藤孝也氏

現在、社会保障と税の一体改革が進められ、共通番号制の導入とあわせて消費税率の引き上げが議論されています。ただ、その際、低所得者ほど相対的に負担が増す逆進性を緩和するための措置として議論されているのが、①軽減税率の設定と②給付付き税額控除の2つです。ここではその2つを比較検討してみます。

1・軽減税率の設定
これは、生活必需品への税率を低く抑え、低所得者への負担軽減を図るものです。消費税に相当する付加価値税が約25%の北欧や、20%程度の西欧諸国では、食品や水道、輸送、書籍、医薬品、新聞、映画などの税率を低く抑えています。ただ、この方式では税務処理が、煩雑になる懸念があります。そこで、考えられているのが、インボイス方式です。これは、英独仏など複数税率を採用している国が導入している

制度で、企業が仕入先から受け取る請求書に、消費税額が明記されています。事業者は売上にかかる消費税額から仕入れにかかった消費税額を差し引いて納税します。複数税率を採用すると今よりも、税額計算が煩雑になると考えられます。インボイスを、インボイスを使えば、実際に使った税額がはっきりする。第二に、度設計をどうするか、という事です。番号と云っても、様々あり導入しやすくなる。現状の基礎年金番号または住民票コードの番号を使うのか、あるいは新たな番号をつけるのか。また、情報管理という面では、一元管理するの、あるいは、分散管理するのか。いずれもコストとリスクの面から考える必要があります。第三にプライバシー保護への懸念をどうするか、という事です。国家管理への懸念や、なりすまし、偽造などの不正行為への対策など、考慮する必要があります。

に、低所得者に確実に現金を支給できるように、納税と給付に利用できる共通番号制度の導入が不可欠となります。ただ、この共通番号制度にも、検討課題は多くあります。まず、第一に利用範囲をどうするか、ということ。ドイツのように、税務分野のみで利用するのか、あるいは、社会保障サービスや役所の各種手続きまで幅広く行政分野で利用可能なものにするのかという事です。第二に、度設計をどうするか、という事です。番号と云っても、様々あり導入しやすくなる。現状の基礎年金番号または住民票コードの番号を使うのか、あるいは新たな番号をつけるのか。また、情報管理という面では、一元管理するの、あるいは、分散管理するのか。いずれもコストとリスクの面から考える必要があります。第三にプライバシー保護への懸念をどうするか、という事です。国家管理への懸念や、なりすまし、偽造などの不正行為への対策など、考慮する必要があります。

インボイスで複数税率も 中小事業者負担は増加

インボイスが導入されると、さらにその発行や保管など、中小零細事業者にとって負担が増すこととなります。これは、基礎的な消費にかかった税額相当分を納税者に返すというものです。その際、高所得者には納税額から税額控除をし、税の支払いが少ない低所得者には現金の給付を行うもの。これを個人のおとすとすると、個人所得を正確に把握し、不正還付を防ぐと同時に、低所得者に確実に現金を支給できるように、納税と給付に利用できる共通番号制度の導入が不可欠となります。ただ、この共通番号制度にも、検討課題は多くあります。まず、第一に利用範囲をどうするか、ということ。ドイツのように、税務分野のみで利用するのか、あるいは、社会保障サービスや役所の各種手続きまで幅広く行政分野で利用可能なものにするのかという事です。第二に、度設計をどうするか、という事です。番号と云っても、様々あり導入しやすくなる。現状の基礎年金番号または住民票コードの番号を使うのか、あるいは新たな番号をつけるのか。また、情報管理という面では、一元管理するの、あるいは、分散管理するのか。いずれもコストとリスクの面から考える必要があります。第三にプライバシー保護への懸念をどうするか、という事です。国家管理への懸念や、なりすまし、偽造などの不正行為への対策など、考慮する必要があります。

いて

最近取り上げたディベートのテーマをご紹介します。まず、「不法行為を原因とする訴訟上の和解に与えられたテーマにより発生した和解金は、非課税の損害賠償金に該当するか否か？」（大分地判平21・7・6、名古屋地判平21・9・30）であるかどうかを確する機会として、この「離婚に伴う財産分与

トで研さん

最近取り上げたディベートのテーマをご紹介します。まず、「不法行為を原因とする訴訟上の和解に与えられたテーマにより発生した和解金は、非課税の損害賠償金に該当するか否か？」（大分地判平21・7・6、名古屋地判平21・9・30）であるかどうかを確する機会として、この「離婚に伴う財産分与

問題を提起を生かす

若手が集める
技能が高まる

問題提起を生かす。最近取り上げたディベートのテーマをご紹介します。まず、「不法行為を原因とする訴訟上の和解に与えられたテーマにより発生した和解金は、非課税の損害賠償金に該当するか否か？」（大分地判平21・7・6、名古屋地判平21・9・30）であるかどうかを確する機会として、この「離婚に伴う財産分与

【名古屋青年税理士連盟 会長 長尾幸展】

【中川支部 税理士 佐藤 孝也】